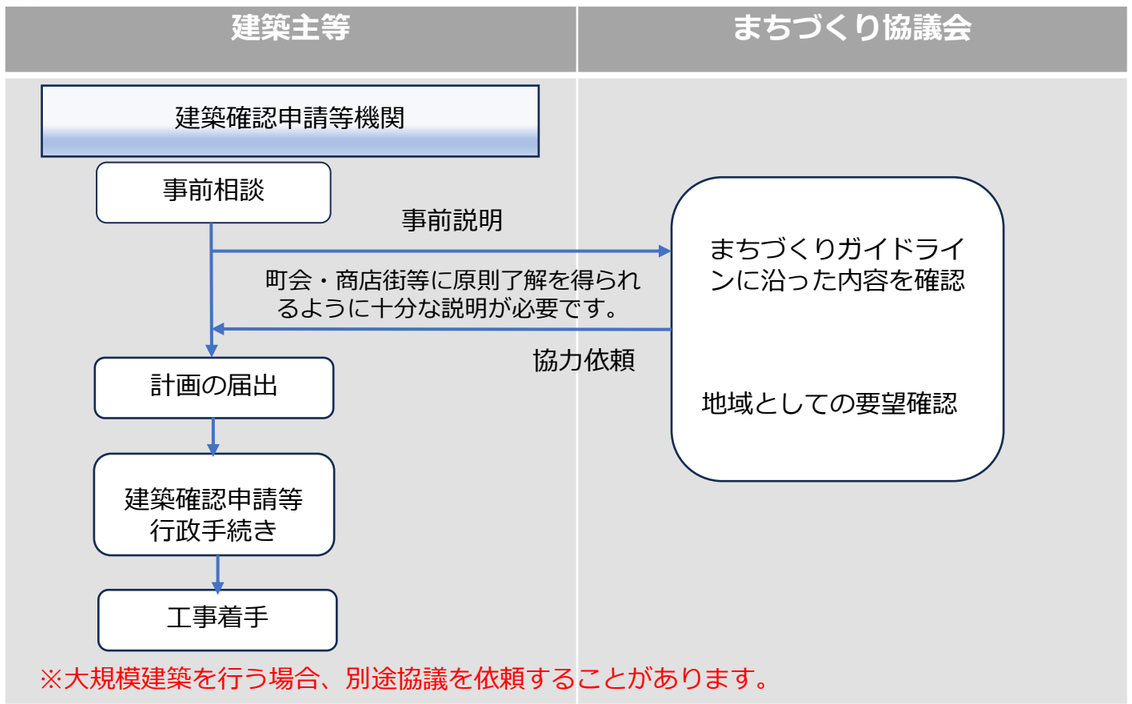
開発事業に関する町会や商店街への事前説明等について

地域力を生かした大田区まちづくり条例第41条（地域コミュニティの形成）及び大田区開発指導要綱第３条の２（地域への配慮）に基づき、地域コミュニティの形成に寄与する策を講じるとともに、事業地域の地域団体等に対し、当該事業の計画について事前説明をお願いします。

【適用範囲】 蒲田３・４・５丁目　重点エリア



【事前説明の流れ】



※大規模建築を行う場合、別途協議を依頼することがあります。

蒲田東口地区まちづくりガイドライン

蒲田東口地区に新たに引っ越しや建築行為等をされる皆様には、理想的なまちを目指している地区内住民の思いを尊重し、住み心地の良い生活環境の実現にご協力ください。

このまちづくりガイドラインは、蒲田東口地区の自主的なガイドラインであり、区に届出書を提出する必要はありませんが、町会、商店街等には十分な説明をお願いします。

蒲 田らしさを活かしたにぎわいづくり

〇商店街の看板等の調和、アーケードやサイン整備等の検討を進めます。

〇店舗の連続性の維持と安全で快適に楽しく歩ける商店街をつくります。

〇各種イベント開催を応援します。

安 全で利便性の高い駅と駅前空間づくり

〇新空港線の整備に伴う蒲田駅周辺のまちづくりに地域意見の反映を図り、利便性の高い駅前空間を作ります。

〇「自転車かまたルール」により、自転車利用環境の向上や快適な歩行者空間を確保します。

災 害に強く、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり

〇防災訓練等災害対策を周知し、地域住民の防災意識の向上を図ります。

〇子育てしやすい環境や、高齢者、障がいのある方が安全・安心に暮らせる環境整備を検討します。

美 化・景観 清潔で快適に過ごせるまちづくり

〇ゴミ出しルールを周知徹底し、地域できれいなまちづくりに取り組みます。

〇区が実施するパトロール、看板撤去等への協力など、まちのイメージアップに繋げます。

〇公園や沿道に花のある景観づくりを進めます。

～にぎわいあふれる、住み心地の良い安全・安心なまち～

蒲田東口地区まちづくり協議会
蒲田東口商店街事務所内
〒144-0052　東京都大田区蒲田5-23-5
電　話: (03)3731-1200
ＦＡＸ: (03)3738-2002

@KAMATAHIGASHIGUCHI_MACHIKYO

蒲田東口地区まちづくり協議会は、発足以来40年間、蒲田東口地区を見守ってきました。今までもこれからも、地域住民や商店街の方たちが安全・安心に暮らしていけるよう活動を続けてまいります。
みなさま方のご協力をよろしくお願いします。

令和７年12月　　蒲田東口地区まちづくり協議会

蒲田らしさを活かしたにぎわいづくり



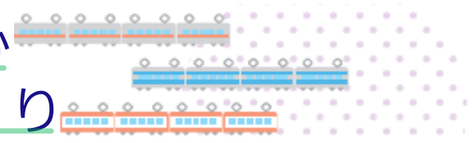
（１）商店街区域の建物の用途　重点エリア
中高層の建築物は、低層階は商業や業務などの用途を配置し、植栽やオープンカフェなどを設置し蒲田らしい賑わいを創出してください。
店舗の看板やサインは近隣と調和を図ってください。

（２）迷惑用途の禁止　重点エリア
特に、重点エリアでは、地域住民や事業者等に威圧感を与えたり危害を加える恐れのある施設は禁止します。

（３）バリアフリー対応
店舗、施設等の出入口の段差を解消してください。
エレベーターの設置など、ベビーカーや子供連れ、高齢者や障がいのある方にも使いやすい建物、店舗としてください。

（４）地域コミュニティへの参加
町会及び商店街に加盟し、地域コミュニティの催事などには積極的に参加してください。

災害に強く、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり



（１）安心して住み続けられるまちづくり
子育てしやすい環境や、高齢者、障がいのある方がいきいき暮らせる環境を考慮してください。

（２）災害や緊急時に強いまち
ユニバーサルデザインや防犯機能に優れた安全で安心なまちを意識してください。

（３）防災・防犯活動
町会や商店街等がおこなう防災訓練などには積極的に参加しましょう。

（４）地震・火災等の対応
普段から避難場所等を確認し、発災時には、近隣と協力し合って避難行動、救助活動を行ってください。

安全で利便性の高い駅と駅前空間づくり

※**重点エリア**は特にご配慮をお願いします。

（１）店頭販売の禁止　重点エリア
道路上での店頭販売は原則禁止します。

（２）放置自転車等について
違法駐車・違法駐輪の対策として、各店で駐輪スペースを確保し歩行者の安全に配慮をしてください。

（３）路上での禁止事項　重点エリア
・道路上の置き看板、商品のはみ出しは禁止します。看板・広告物は自店のもののみとし、貸し看板・広告物の設置を禁止します。
・街を安全に歩けるよう、通行の支障となるものは置いてはいけません。

（４）路上での販売制限　重点エリア
大田区、蒲田警察署、及び商店街の許可のない露店販売は禁止します。

（５）歩行者の安全性　重点エリア
まちを安全で快適に歩けるよう、店頭はすっきりさせて、歩きやすい広さを確保してください。
商品の搬出入は、歩行者や車の交通量が多い時間帯は極力避けてください。

（６）駐車場の設置位置　重点エリア
歩行者と車の交錯の危険があるため、商店街（特にぽぷらーどⅠ、Ⅱ）に面した通りに駐車場の出入り口を作らないよう配慮してください。

美化・景観清潔で快適に過ごせるまちづくり



（１）花と緑でいっぱいのまち
敷地内の緑化に努め、季節感あふれるまちづくりを心がけてください。

（２）ごみのないまち
・地域住民や来訪者に不快感を与えないよう、ゴミ出しルールを守ってください。
・共同住宅では、ゴミ置場は敷地内に設置してください。
・自宅前などの清掃は、近隣と協力し合って毎日行いましょう。
・たばこのポイ捨ては厳禁です。

（３）建物のデザイン
建物や外壁の色は、隣り合う建物と調和が図れる色彩としてください。

（４）ハト・カラス等への餌やりの禁止
駅前広場や、公園、道路等での動物への餌やりは禁止します。